

食料・農業・農村政策審議会
家畜衛生部会
牛豚等疾病小委員会
第 18 回議事録

農林水産省消費・安全局動物衛生課

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第 18 回牛豚等疾病小委員会
議事次第

日 時：平成 23 年 6 月 24 日（金）10:00～12:05

場 所：農林水産省本省 第 3 特別会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 審 議

4. その他

5. 閉 会

○国内防疫調整官 清水委員が少し遅れておりますけれども、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。ただいまから「食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 第18回牛豚等疾病小委員会」を開催したいと思います。

事務局を担当しております伏見でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の奥原からごあいさつさせていただきます。

○消費・安全局長 おはようございます。

本日は、お暑い中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

前回も御熱心に御議論いただきましたし、その後、委員の方々からいろんな修正などの意見もいただいております。

今日はそれを踏まえた上で、予防のための飼養衛生管理基準、早期通報のための特定症状、的確な初動のための防疫指針を中心に更に御議論をいただきたいと思っております。

それから、本日の議題では、牛疫と牛肺疫、アフリカ豚コレラに関する防疫指針の話も御議論いただきたいと思っております。日本で発生している病気ではございませんけれども、危機管理のことを考えれば、そういうものが入ってきたときに最初にどうするかということがやはり重要な問題でございますので、これも専門家の方々の意見を十分にお聞きをして、国際的にも通用するものをきちんと作っていく必要があると思っております。

本日はひとつよろしくお願いいたします。

○国内防疫調整官 どうもありがとうございました。

冒頭のカメラ撮りはここまでとなりますので、マスコミの方には、ここで退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○国内防疫調整官 本日は委員の方の御紹介は省略させていただきますが、清水委員がただいまお越しになりました。

そうしますと、小委員会の委員数は9名でございます。本日は全委員に御出席いただいております。よって、食料・農業・農村政策審議会令第8条の規定によりまして、本小委員会が成立しておりますことを御報告いたします。

議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料は資料1から資料6まで、それと参考資料をお配りしております。御確認をお願いいたします。落丁あるいは乱丁等がございましたら、お知らせ願います。よろしいでしょうか。

なお、資料につきましては、委員限りとさせていただきますので、その点についてもよろしくお願いいたします。

本日は10日に開催されました第17回の本小委員会において御説明いたしました、飼養衛生管理基準の改正、2つ目として早期通報の対象となる症状の特定、3つ目として口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について、委員の皆様からの御意見を踏まえ事務局案を修正いたしましたので、引き続き御審議をいただきたいと思っております。

また、局長のあいさつにもございましたが、牛疫、牛肺疫及びアフリカ豚コレラに關します特定家畜伝染病防疫指針の制定につきましても、御審議いただきます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

ここからの議事進行につきましては、村上委員長をお願いしたいと思います。村上委員長、よろしくお願いいたします。

○村上委員長 委員長の村上でございます。

本日も活発な御議論をよろしくお願いいたします。また、時間も限られていますので、円滑な議事の進行に御協力願います。

それでは、事務局から飼養衛生管理基準の改正について御説明をお願いします。

○川田補佐 それでは、私から飼養衛生管理基準に關しまして、御説明をさせていただきます。

まずお手元の資料1でございます。A3のこのような紙になってございます。こちらに基づいて御説明をさせていただきます。

前回いろんな御意見をいただきました。それから、小委員会終了後も委員の方々からのコメントを取り寄せております。それらを踏まえまして、事務局で再度検討を加えまして、修正したのが資料1でございます。私から前回からの修正箇所について御説明をさせていただきます。

1番からでございますが、1番の2行目の後段「家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認する」という文言を追加しております。

2番でございますが、前回の資料では家畜飼養区域、バイオセキュリティゾーンという文言を使用しておりましたが、かなり高度な印象を与えてしまうのではないかとということで、単に「衛生管理区域」ということで、農家の方にもわかりやすく表現をしております。2番の文言の変更に伴って、以下同様の変更を加えております。

3番でございますが、衛生管理区域の出入り口を設けることと前回の資料ではしてありました。委員の方から限定的にすべきではないかという御意見がございましたので、ここは「必要最小限とすること」ということで文言を修正しております。

4番でございます。1行目の括弧書きですが「機器を含む」という文言を追加しております。これにつきましては、やはり委員からのコメントがございまして、消毒設備という表現のみであると、かなり固定的なもの、設備を想像してしまうということで「機器を含む」ということで、ポンプといったものも読めるということで表現を追加しております。

1枚めくっていただきまして、5番でございます。5番につきましては、後段の括弧書きの部分を前回から追記しております。基本的には農場にある消毒設備を用いて消毒を行うということなのですが、立ち入る者が消毒設備を持ってくるような場合、携行するような場合、そういったものを使うということもここでは読むという状況で、括弧書きを追記しております。

7 番でございます。上から 3 行目に括弧書きで「帰国者を含む」という文言を追加しております。

4 行目の後段でございますが「やむを得ず立ち入らせる場合に」というところから一連の文章を追加しております。ここの部分は前回委員からのコメントで表現が非常にわかりにくいということだったので、文言を整理しまして「やむを得ず立ち入らせる場合には、立ち入った者の使用した衣服及び靴を使用後に洗浄及び消毒するなど、その後その農場に立ち入る者がそのまま使用することのないようにすること」という表現に変えてございます。

次の括弧書きでございます。「多数の者が立ち入ることが想定される施設であって、衛生管理区域の出入口における手指や靴底の消毒等立ち入りの際の病原体持ち込み・持ち出し防止ルールをあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なルールであると確認している場合を除く」という文章を追加しております。これは前回の委員会でもお話が出ました観光牧場等の場合を想定して、括弧書きで加えております。更に持ち込みだけでなく、持ち出しも防止すべきであるという御意見がございましたので、そういった文言を追加しております。また、事務局の方で、ルールが適切なものかどうかというのを防疫員があらかじめ確認していることが必要ではないかという趣旨から、文言を追加して修正をしております。

1 枚めくっていただきまして、10 番でございます。「給餌設備や給水設備等への家畜及び野生生物の排せつ物等の混入防止」というところで、2 行目を「野生生物」という言葉に変えております。前回の資料では「野生生物」と「野生動物」という表現が混在しておりましたので「野生生物」という文言で統一をしております。

12 番でございます。「ねずみやはえ等の害虫の駆除」と表現を正確に記載しております。前回御意見をいただきましたように、野生生物を駆除しないようにということで分けて書いております。

1 枚めくっていただきまして、17 番でございます。「特定症状がある場合の早期通報と出荷停止」でございます。まず単純に「法第 13 条の 2 第 1 項」としました。前回の資料では「法第 13 条第 1 項」という表現になっていましたが、正確には「法第 13 条の 2 第 1 項」ということで追加をしております。

17 番と 18 番につきましては、前回の資料では特定症状がある場合の通報とそれ以外の異常があった場合の通報、異常があった場合の出荷の停止を分けて記載しておりました。表現ぶりも含めまして、17 番と 18 番という 2 つにまとめまして、17 番が特定症状がある場合の早期通報と出荷の停止、18 番が特定症状以外の異常がある場合の通報と出荷停止という整理をしまして、書き変えてございます。

21 番でございますが、1 行目「家畜を出荷する場合には」ということで、前回の資料では家畜を他の農場であるとか、市場であるとか、と畜場へ出荷する場合という表現を用いておりましたが、特に場所を限定する必要はないのではないかということで「家畜を出荷する場合には」という表現に変えてございます。

22 番「埋却地の確保」でございます。埋却地の確保につきましては、前回の資料では、例えば牛の場合ですと、成牛 1 頭当たり 1.3m^2 の埋却地の確保という数字を用いております。豚の場合では、成豚 1 頭当たり 0.5m^2 という数字を用いております。ただ、これは牛なら牛、豚なら豚の単純に個体の必要面積ということで、埋却等の実際の作業においては、重機の作業スペースであるとか、そういったもろもろのスペースが必要だろうということで、資料としてこのようなカラーの紙を 1 枚付けさせていただいております。

例えば成牛 30 頭を埋却する場合には、そもそもの埋却の溝として縦 10m、横 6 m、これはのり面も入っていますので、底面積でいきますと $10\text{m} \times 4\text{m}$ ということになりますが、そのほかにブルーの部分、重機とか作業をする方々が安全に作業できるようなスペースも当然必要だろうということです。ただ、実際には埋却の溝の深さであるとか、長さをどれだけとれるかによっても作業スペース等の広さは変わってくるかとは思いますが、一定の目安として、成牛 30 頭を埋める場合にはこの程度の面積が必要だろうということから、計算をし直しまして、それらの作業スペース等も含めた埋却地の確保という表現に変えております。

したがいまして、成牛 1 頭当たり必要な面積としては 5.6m^2 、成豚 1 頭当たりにつきましては、必要な面積として 2.1m^2 という数字に変えてございます。

1 枚めくっていただきまして、23 番でございます。前回委員から御指摘をいただきまして、特に海外からの帰国の部分につきまして「過去 1 週間」と「過去 2 週間」という表現が混在をしておりましたので、7 番にも同様の表現が出てくるんですが、ここは「過去 1 週間」ということで統一をしております。

また、これに伴いまして、前回も触れました海外からの入国者の質問等に関しまして、過去 1 週間以内に農場に立ち入ったとか、家畜に触れたという形で、そちらの方とも期間の数字は合わせております。

ここも持ち込みだけではなく、持ち出しも防止というコメントをいただいておりますので、持ち出しの防止ルール、家畜防疫員があらかじめ適切なものであるかどうかを確認しているということで、7 番の項目と同様の表現を用いております。

25 番でございます。「獣医師の健康管理指導」でございます。この点についても前回御発言がありましたように、特に家畜保健衛生所と緊密に連絡をとっているということが前回の資料では括弧書きということで加わってございましたが、括弧を外しまして「適時に診療が可能であり、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め」という表現に変えてございます。

1 枚めくっていただきまして、最後のページでございます。欄外に注 1、注 2、注 3 とございます。

注 1 でございますが、前回この資料の中の左から 3 つのカラムに報告事項案ということで、報告事項はどのようなものを求めるのかというのを書いてございました。単純に実施しているのか、いないのかということを確認するような、いわゆるマルかバツをつけても

らうような報告事項というのを前回の資料では掲げておりましたが、報告事項として非常に数が多くわかりにくいということもありましたので、単に実施しているか、いないかという報告につきましては、チェックシートを定めまして、そのチェックシートに実施しているか、いないか、マルにするのかバツにするのかというのは検討いたしますが、そのようなものをつくって、添付資料として、例えば農場の見取り図であるとか、そういったものを付けるというイメージで報告事項を求めているかどうかということで改めております。

注2でございますが、これも前回コメントをいただきまして、特に22番「埋却地の確保」の関連の規定でございますが、新しい畜舎を造設、設置をする場合であるとか、飼養頭数を拡大するような場合、こういった場合を除いては、法第12条の6に規定する勧告、命令は、平成26年9月30日までは適用しないという経過措置を注2として加えております。

注3でございます。遵守状況の報告という事項でございますが、これは法律の条文上は年1回の定期報告になっておりますので、今回10月に施行された場合、年に1回の報告という義務がかかってまいります。したがって、本年におきましては、10月1日時点での報告事項のみ、一番下のカラム、注の上に「報告事項のみ」ということで、報告事項として飼養状況関係、家畜の所有者名、飼養場所、畜舎数、畜舎の形態等簡易な報告、これらの項目についてのみ本年については御報告をいただき、この報告を12月15日までにしていただくという経過措置で対応したいと考えております。

以上が前回の小委員会でもいただきました御意見、その後のコメントを踏まえて、事務局で修正を加えた箇所でございます。

私からは以上でございます。

○村上委員長 ありがとうございます。

それでは、今の内容について、委員から御意見や御質問はございませんでしょうか。お願いします。

○西委員

[REDACTED]

○村上委員長 [REDACTED]

[REDACTED]

○動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○村上委員長

[REDACTED]

○恒光委員

[REDACTED]

○村上委員長

○恒光委員

[REDACTED]

○村上委員長

[REDACTED]

○動物衛生課長

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○恒光委員 [REDACTED]

○村上委員長 [REDACTED]

○西委員 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○村上委員長

○動物衛生課長

[REDACTED]

○村上委員長

○清水委員

[REDACTED]

○動物衛生課長

[REDACTED]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○西委員 [Redacted text block]

○国内防疫調整官 [Redacted text block]

○国内防疫調査官 [Redacted text block]

○西委員 [Redacted text block]

○動物衛生課長 [Redacted text block]

○恒光委員 [Redacted text block]

○川本総括 [Redacted text block]

○恒光委員 [Redacted text block]

○清水委員 [Redacted text block]

[Redacted]
[Redacted]

○村上委員長 [Redacted]
[Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○西委員 [Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]
[Redacted]

○西委員 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○西委員 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○清水委員 [Redacted]
[Redacted]

[Redacted]
[Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○村上委員長 [Redacted]
[Redacted]

○佐藤委員 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]
○佐藤委員 [Redacted]
○動物衛生課長 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○村上委員長 [Redacted]
○平田委員 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]
[Redacted]

○平田委員 [Redacted]

○国内防疫調整官 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○平田委員 [redacted]
[redacted]

○清水委員 [redacted]

○平田委員 [redacted]
[redacted]
[redacted]

○清水委員 [redacted]
[redacted]
[redacted]

○平田委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

○平田委員 [redacted]
[redacted]

○動物衛生課長 [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

○平田委員 [redacted]
[redacted]

○明石委員 [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

[Redacted]
[Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○明石委員 [Redacted]
○村上委員長 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○岡部委員 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○村上委員長 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]
○岡部委員 [Redacted]
[Redacted]

○動物衛生課長

○国内防疫調整官

○西委員

○村上委員長

そういったことも含めて、先ほど申し上げたように、都道府県の御意見も聴取した上で、再度報告していただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○村上委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、早期通報の対象となる症状の特定について、事務局から御説明をお願いいたします。

○川田補佐 それでは、引き続きまして、資料2でございます。届出が必要な症状についてということです。

1枚めくっていただいて、このようなカラーの表を資料として付けてございます。前回の委員会の中で、水牛であるとか鹿であるとか緬山羊については症状が非常に出にくいのではないかという御意見がありましたので、事務局で再度いろんな文献等や専門家の御意見も踏まえて整理をしたのが、このカラーの表でございます。

左から牛、水牛、豚、鹿、緬羊、山羊、水牛ということです。水牛について2つ出ておりますが、左側の水牛がいわゆるアジア種、今回、宮崎で飼養されていた水牛が *Bubalus bubalis* という種に該当します。一番右に出てくる水牛がアフリカ水牛でございます。

感受性が高い、低いということで、牛、豚、緬山羊についてこのような並びでいいというのは成書等を参考にしておりますが、水牛とか鹿などがどの位置に入るのかというのは御意見があらうかと思っておりますので、点線ということで囲っております。

前回お示ししました症状の中で、1番については①②③ということで発熱、流涎、跛行、水疱等ということで3段階の症状を示しておりますが、それぞれが文献等を参考にしてどこに該当するのかというのを整理しております。

牛についてはすべてマルでございます。

アジア水牛の場合には発熱も確認されておりますし、泌乳量の減少、水疱等も確認されるということで、そういった情報をマルバツでつけております。

水牛についてですが、種類が2つございまして、アジア種とアフリカ水牛ということで、今回、宮崎で飼養されていたのはアジア水牛ということでございますが、アフリカ水牛につきましては、家畜としての飼養実態が恐らく我が国ではないということです。下の※6に書いてございますが、基本的には[REDACTED]で飼養されていることが確認されておりますが、家畜としての飼養実態は今のところ確認できないということでございます。

このような整理をした上で、前回御意見いただきました鹿、緬山羊についてをどのように位置づけるかということで、資料2の1枚目の紙に戻っていただきまして、1番のところで発熱、流涎かつ水疱等という整理をしておりますが、更にこの表を基に追加をしたのが※でございます。鹿にあっては、1-①及び1-③を呈している場合が通報の対象となるという整理をしてはどうかというのが事務局の提案でございます。

私からは以上でございます。

○村上委員長 ありがとうございました。

今の内容について、委員から御意見や御質問はございませんか。

○平田委員 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○動物衛生課長 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○村上委員長 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○動物衛生課長 [REDACTED]

○村上委員長 [REDACTED]

○恒光委員 [REDACTED]

○村上委員長 [REDACTED]

○恒光委員 [REDACTED]

○動物衛生課長 [REDACTED]

○恒光委員 [REDACTED]

○村上委員長 [REDACTED]

そのほかによろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかにならないようでしたら、本件については、事務局において本日の意見を現在の案に反映させるなどして、都道府県からの意見聴取を行った上で、その結果を次回の小委員会において報告していただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○村上委員長 ありがとうございます。

引き続き、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について、事務局から説明をお願いします。

○嶋崎補佐 私から防疫指針について御説明させていただきます。資料3を御用意ください。

前回の本小委員会で御議論いただきまして、その後、各委員からコメント等もいただきまして、それを踏まえて修正したものが、今日お手元にお配りしてあります資料3でございます。

いろんな部分を修正させていただいておりますけれども、本日御議論していただきたい主な修正箇所ですとか、こういうコメントをいただいたんですが、事務局としてはこう考えて修正はいたしておりますという部分について、時間も限られていますので、説明したいと思っています。

1枚めくっていただきますと「第1 基本方針」になるんですけれども、3ページの上の(2)と(3)でございます。前回の指針案では(2)のところに予算の心配をせずというのがあったんですけれども、そうはいいまして、都道府県、市町村では裏負担もあるというコメントがありましたので、予算の心配をせずというのは削除させていただきました。

(3)ですけれども、防疫対応を行うための経費についてという形で、括弧で示します「都道府県が市町村・関係団体に委託して実施する場合には、法に基づく国の費用負担の対象となる」というのを追記させていただいております。

4ページからが「第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備」になりますが、4ページの「1 農林水産省の取組」の(3)になります。最後のところに「質問及び携帯品の検査・消毒を徹底する」とあるんですけれども、その対象としてコメントをいただいております。以前は東アジアの発生国からの入国者となっていたんですけれども、それを今回「特に口蹄疫の発生からの入国者」と変更いたしました。また、入国者につきましては「(帰国者を含む)」というものも追記させていただいております。

5ページ「2 都道府県の取組」になります。その(2)でございます。「① 法第51条に基づく農場への立入検査(年1回以上)」とあるんですけれども、年1回の立入検査は困難ではないかというコメントがありました。

それにつきましては、同じページの一番下の(8)のところに、常勤の家畜防疫員の確保に努めていただくとともに、一時的または緊急に必要な場合には、民間の獣医師を非常勤の家畜防疫員として活用する。こういったことによって検査を実施していただくようお願いしたいと事務局としては考えております。

このことについては、現場の実態を踏まえまして、特に御議論いただければと思います。これを実施するに当たって、具体的に何をしたらよいのかという御意見をいただければと思っています。

今、御説明しました(8)のところなんですけれども、一時的または緊急時の非常勤の家畜防疫員の確保につきましては、ちょうどそのパラグラフの3行目から4行目になりますが、より具体的に獣医師会と協議してリストアップを行うという文言を加えさせていただきました。

また、その後のコメント「また、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、偶蹄類動物の取扱いに慣れた保定者のリストアップを行う」。これも追記させていただいております。

6 ページになりますが、一番最後の（11）のところでございます。防疫責任者というのを明確にしろという御指摘がありまして、都道府県畜産主務課の防疫責任者とさせていただきます。

7 ページからが「第3 異常家畜の発見及び検査の実施」でございます。

ちょっと飛びまして、9 ページに「3 検体の送付」とありまして、その（2）になりますけれども、疫学情報の収集なんですけど、①～③に書いてあるもの以上にもっといろいろ集めた方がいいのではないかというコメントがありました。この時点では移動制限区域の範囲を決定するための疫学情報として、迅速に提出可能なものと考えまして、必要最小限の情報という形でこのままとさせていただきます。

10 ページになりますが、一番上の（3）のところですけども、検体の送付を行った場合、法第32条第1項に基づく移動制限ではなく、法第14条第3項を適用するのが妥当ではないかというコメントをいただきましたが、法第60条2項に基づく売上げの減少額等を交付するために、法第32条第1項に基づく移動制限を実施させていただければと考えてございます。

同じ10 ページの下の方に「5 経過観察」とありますが、経過観察に当たりましては、家畜の移動を自粛するなど十分な措置を行うようにというコメントをいただきまして、届出の原因となった家畜については、当該農場または民間獣医師の協力を得て、2 週間の飼養家畜の経過観察が終了するまで移動の自粛を求めるとしまして（2）を追記いたしております。

また、経過観察中に口蹄疫が疑われるような異常を認めた場合は、7 ページの1 の対応、つまり農家からの届出を受けたときの対応をとるべきだというコメントもいただきましたので（3）に口蹄疫を疑う異常を認めた場合には、直ちに1 の対応をとるというのを追記いたしました。

12 ページからが「第4 病性の判定」になります。

「1 病性の判定方法」というものがありまして、（1）の②になりますが、血清抗体検査の標的として、中和抗体またはエライザ抗体のどちらか明記すべきではないかというコメントがありましたが、いずれの方法も実施が可能であると考えておりまして、あえて特定せずに血清抗体検査という形で整理させていただいております。

以前の指針、要するに古い指針の中では、患畜と接触した獣医師等が病性決定までに他の偶蹄類の家畜に接触した場合には、当該家畜を疑似患畜として殺処分しろと書いてあるんですけども、それは今回入れなくてもいいのかというコメントがありました。そういった家畜については、今回、直ちに疑似患畜とはいたしませんけれども、疫学関連家畜としてすぐに検査を実施するという形にさせていただきました。

14 ページをお願いします。14 ページは「第5 病性判定時の措置」となっておりまして「1 関係者への連絡」とございます。

(1) のところなんですけれども「都道府県は、患畜又は疑似患畜と判定する旨の連絡を受けたとき」とあるんですが、判定する者はだれなのかというコメントをいただきました。それにつきましては、法第 13 条の 2 に基づいて、農林水産省が精密検査の結果等に基づいて判定させていただこうと考えております。

ちょっと飛びますが、今度は 18 ページをお願いいたします。「第 6 発生農場における防疫措置」でございます。

(7) のところでございます。抗ウイルス薬の話なんですけれども、抗ウイルス薬の対象家畜について御質問がございましたので、前段のところに、抗ウイルス薬が豚のみに効果がある、これは豚用ですということを追記させていただきました。

19 ページの上の辺りから「2 死体の処理（法第 21 条）」とあるんですけれども、その真ん中の辺りの(2)の②になります。死体を運搬する際、シートを覆うだけでウイルスの拡散防止は可能なのかというコメントをいただきました。以前はコンテナ車両を用いるとなっていたんですけれども、その部分を「密閉車両又は密閉容器を用いる」と変更させていただいております。

下の③でございすけれども、ウイルスの拡散を防止するという観点から「かつ」以下、つまり「他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する」というのを追記させていただいております。

④のところも、運搬車両は運搬中においても定期的に消毒とか、走行中の消毒もすべきだというコメントをいただきましたので「移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分消毒する」と追記させていただきました。

なお、散水車のお話もあったと思うんですけれども、散水車については必ず手配するというのは困難だろうと考えまして、ここへの記載までには至っておりません。

20 ページをお願いいたします。20 ページの「3 汚染物品の処理（法第 23 条）」とあるんですけれども、(1)の①でございす。受精卵についても汚染物品の範囲を明確にした方がよいというコメントがありましたので、受精卵の範囲を精液と同じようにいたしました。つまり精液の後に「受精卵」を加えたということでございす。

同じところなんですけれども、前回の指針では誤記がありまして、過去 21 日以内に採取されたとなっていたんですが、過去 21 日より前に採取されたというふうに、採取時期を訂正させていただいております。

同じ①のところなんですけれども、汚染物品の範囲について、いつから搾乳した生乳が汚染物品になるのかというコメントがありました。これにつきましては、搾乳日にかかわらず、その農場にあるものは全部対象と整理させていただきました。

なお、生乳を始めとしたこれらの汚染物品の処理方法につきましては、別途つくってまいります防疫作業マニュアルの中で、手法について詳細を示す予定でございす。

22 ページをごらんください。22 ページは「5 家畜の評価（検討中）」でございすけれども(4)のところになります。迅速に殺処分を実施するためには、家畜の評価につ

いてはあらかじめ算定基準を策定するなどして、基本的には月齢に応じた一律の評価を行い、概算払いすべきではないかというコメントをいただいております。そういうコメントをいただきましたので（４）を追記させていただいているところでございます。

23 ページ「第 7 通行の制限（法第 15 条）」でございますけれども、通行の制限については、判定後速やかに移動制限区域を設定することから、事前に関係市町村の住民に説明するということになっているんですが、それは困難ではないかというコメントをいただきましたので、3 のなお以下のところ「困難な場合にあっては、実施後速やかに説明する」というのを追記させていただいております。

24 ページになりますが「第 8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）」でございます。

ちょっと飛んで 26 ページになります。26 ページの真ん中「4 制限の対象」でございます。ここの（３）のところなんですが、使用済みの家畜飼養器具と以前はなっていたんですけれども、使用前であってもリスクがあるのではないかという話がありまして、使用済みというのを削除いたしました。

下の（６）のところなんですけれども、制限の対象となる精液及び受精卵の具体的な要件について記載すべきという意見がありましたので、括弧内のものを追記させていただいております。

26 ページの「5 制限の例外」につきましては、前回のものはわかりづらく書いてあったので、（１）～（３）と黒字できちっと項目立てをして、わかりやすく整理をさせていただいております。

28 ページになりますけれども「留意事項」の「2 飼料・生乳の輸送業者」とあります。バルククーラーですとか、飼料タンクは飼養管理区域の畜舎の近くに設置されていまして、農場の出入り口での受け渡しというのは難しいのではないかというお話もありましたので、農場出入り口での受け渡しを行うという文言を削除いたしております。

同じ 28 ページの「3 獣医師」というところなんですけれども、車両を外に止めるようにということがあって、機材をいっぱい持っているので、外にということは無理ではないかというコメントがあったんですが、やはり感染リスクというものを考慮いたしますと、農場敷地内での乗り入れを自粛することが必要だと考えて、ここはそのままになってございます。

30 ページの「第 9 家畜集合施設の開催等の制限（法第 33 条・第 34 条）」なんですけれども、いわゆる家畜の集合を伴わないイベント等の開催については、個別協議なのではないかというコメントがあったんですが、宮崎県での発生の際にそういったことが問題になりましたので、それについてはこのままの記載とさせていただいております。

33 ページの「第 11 ウイルスの浸潤状況の確認」でございますけれども、疫学関連家畜であることが明らかになった家畜に対する移動の制限の根拠についてコメントをいただ

[REDACTED]

○村上委員長

○動物衛生課長

[REDACTED]

[REDACTED]

○村上委員長

○津田委員

○動物衛生課長

[REDACTED]

○津田委員

[REDACTED]

○動物衛生課長

[REDACTED]

○村上委員長

○明石委員

[REDACTED]

○動物衛生課長

○明石委員

[REDACTED]

○動物衛生課長

○村上委員長

○平田委員

[REDACTED]

○動物衛生課長

[REDACTED]

○村上委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

ほかにはないようでしたら、本件についても事務局において本日の意見を現在の案に反映させ、都道府県から意見聴取を行った上で、その結果を次回の本小委員会において報告していただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○村上委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、牛疫、牛肺疫及びアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の制定について、事務局から説明をお願いします。

○川田補佐 それでは、私からは資料4、資料5、資料6でございます。牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、それぞれ一応検査フローということで資料を付けさせていただいております。

これにつきましては、諮問にもありますように、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラの防疫指針を作成するということになっております。ただ、その前に何分にも我が国では発生がない疾病もございます。そういったこともありまして、まずどういう症状があるのかとか、検査をどのようにやるのかというところを固めて、それから事務局として防疫指針をつくる方が効率的ではないかということから、検査フローという形で資料を提出させていただいております。

牛疫からまいりますと、典型的な症状を示した場合、この典型的な症状につきましては、事務方の方で成書等を参考にして書かせていただいております。そういった場合、検体としてどういうものをとるべきなのかということで、下に囲っております。異常家畜がいた、典型的な症状を示した場合に通報があり、家保等が検査に立ち入ることになります。そこで剖検であるとか検体の採取をしていただく。それから、当然のことながら、通報ということであれば、動物衛生課と協議というステップが入ってこようかと思います。ここまでが都道府県の流れです。

太い破線から下は現状では動物衛生研究所を想定しておりますが、動物衛生課、専門家との協議の上、検体の送付が必要だということになれば、動物衛生研究所に採取した検体を送付し、それぞれの検査を行っていただくということで、その中で抗原系の検査、抗体系の検査、それぞれ動物衛生研究所で行われる検査の結果に従って、それぞれ患畜、疑似患畜ということに流れていこうかと思います。ただ、最終的にはウイルス分離という作業が必要なのではないかと考えてございます。

当然ながら、患畜、疑似患畜ということになってまいりますれば、処分、移動制限等をどうするのかということがございますが、牛疫につきましては、口蹄疫同様、患畜、疑似患畜の発生農場の全頭の殺処分、移動制限につきましては、発生農場を中心に半径10km以内、外接する発生農場を中心とした半径20kmが搬出制限区域として妥当ではないかと考えております。

続きまして、資料5でございますが、牛肺疫につきましても、同様に典型的な症状等を想定して通報がある。この症状を呈した場合、家保等が立ち入り剖検と検体の採材という

こととございます。採材する検体につきましても、そこに示してあるとおりでございます。ここまですべて都道府県の段階でやっていただきます。

更に動物衛生課と協議という牛疫同様のステップが入ってございますが、こういった流れになってくれば、検体を動物衛生研究所に送付して、それぞれの検査に入ることとで、抗原、抗体検出検査等を実施し、その結果に従ってそこにあるように抗原が検出されるということであれば、それは患畜になるのではないかと。抗体陽性ということであれば、疑似患畜になります。

ただ、こちらでも菌分離という最終的な作業が必要になってくるかと思っております。

殺処分と移動制限ですが、牛肺疫につきましては、マイコプラズマということもございます。殺処分につきましては、患畜、疑似患畜発生農場の全頭殺処分ということは口蹄疫同様行うのではないかと。ただ、移動制限等につきましては、口蹄疫と牛疫等とは若干異なります。集団内での感染力は強いと成書にもあるようですが、近隣農場への伝播を考えた場合、10km、20km という移動制限は必要ではないということから、半径1km 以内の移動制限区域と外接する5km 以内の搬出制限区域という形ではどうであろうかということとでございます。

続きまして、資料6 であります、アフリカ豚コレラでございます。

アフリカ豚コレラにつきましては、そこにあるように、やはり典型的な症状、採材する検体ということで挙げてございますが、現行、豚コレラについては防疫指針が定まっております。なおかつ、豚コレラとアフリカ豚コレラを臨床症状で区別するのは非常に困難であるということから、典型的な症状があった場合、都道府県において豚コレラの検査に入るのではないかとということで、左側が都道府県段階の検査でございます。こちらは防疫指針に基づいて、豚コレラの検査をしていただいて、当然ながら陽性反応が出れば豚コレラの患畜、ウイルス分離ということに流れていくかと思っております。

ただ、ここで陰性だった場合、引き続きウイルス分離の作業を進めていくことになるかと思っておりますが、動物衛生課、専門家等々との協議を踏まえた上で、アフリカ豚コレラが疑われるということであれば、材料を動物衛生研究所に送付して、動物衛生研究所においてアフリカ豚コレラに関する各種検査に入っていただくことになるのではないかと考えております。

動物衛生研究所で行った検査に従って、それぞれ患畜、疑似患畜ということになるかと思っておりますが、こちらでも最終的にはウイルス分離までいくという流れにしてございます。

患畜、疑似患畜の発生農場の殺処分については同様でございますが、現行、豚コレラの防疫指針上は半径3km 以内が防疫区域、防疫区域に外接する発生農場を中心とした半径10km が監視区域ということで豚コレラの防疫指針で定められておりますので、これと同様の措置をとってはいかがかということとでございます。

これら3つの疾病について、事務局で検査フローということで資料を付けさせていただきましたが、何分知見等も非常に少なく、過去のいろいろな経緯等もあると思っておりますので、

まずこの資料につきまして、専門家の方の御意見を承りたい。それを踏まえて、最終的には防疫指針という形にしていきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○村上委員長 ありがとうございます。

今の資料4から資料6に関する内容について、委員から御意見、御質問はございましょうか。

○清水委員

[REDACTED]

○村上委員長

[REDACTED]

○西委員

[REDACTED]

○村上委員長

○清水委員

[REDACTED]

○村上委員長

[REDACTED]

[REDACTED]

○津田委員

[REDACTED]

○動物衛生課長

[REDACTED]

○津田委員

○動物衛生課長

○村上委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ほかにないようでしたら、本件については、事務局において本日の委員の意見を踏まえて、防疫指針案を作成して、次回の本小委員会において検討するということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○村上委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に事務局から連絡事項等がございましたら、お願いします。

○国内防疫調整官 今後の小委員会の審議スケジュールについてでございますが、本日御審議いただきました事項については、7月12日に予定されております次回の本小委員会において、都道府県からの意見聴取の結果報告も踏まえまして、引き続き御審議いただきたいと思っております。

次回の開催に係る詳細につきましては、後日、事務方から御連絡させていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○村上委員長 ありがとうございます。

委員から全体を通して御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の予定の議事が終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○国内防疫調整官 どうもありがとうございました。

本日の委員会の結果概要についてでございますが、本日も非公開でございますので、概要について事務局案を作成いたしました。配付させていただきます。今回においても引き続き御審議いただくというお話でしたので「検討することとされた」という文言が多くなっておりますけれども、今から私から読み上げさせていただきます。よろしいでしょうか。

「1. 飼養衛生管理基準の改正について

前回に引き続き、衛生管理区域の設定、家畜の健康観察と異常が確認された場合の対処、埋却地の確保等の規定について審議し、さらに検討することとされた。

2. 早期通報の対象となる一定の症状について

前回に引き続き、口蹄疫の通報対象に、発熱、泡沫性の流涎（りゅうぜん）、水疱等を組み合わせて定めることについて審議し、さらに検討することとされた。

3. 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について

前回に引き続き、移動制限区域及び搬出制限区域の設定方法、移動制限区域内の周辺農場の調査方法等について審議し、さらに検討することとされた。

4. 牛疫、牛肺疫及びアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の制定について

診断方法等について審議し、引き続き議論を行うこととされた」。

以上でございます。

内容については、これでよろしいでしょうか。

よろしければ、後ほどこの概要を農林水産省のホームページに公表することといたします。委員長にも確認した上で、掲載させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

それでは、最後に動物衛生課長の川島からごあいさつ申し上げます。

○動物衛生課長 今日は御熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。また、村上委員長には円滑な議事進行をしていただきまして、ありがとうございます。

本日大変貴重な御意見をいただいたと考えております。飼養衛生管理基準、防疫指針、これから都道府県の方の意見も聞きながら、この小委員会で更に御審議をいただいて、中身のある、実効性のあるものに是非していただきたいと思っておりますので、今後とも御協力をお願いいたします。

また、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラにつきましても、御意見をいただきました。次回、当方で整理した資料を御提出して、改めて御審議をいただきたいと思いますので、今後とも引き続き御指導をよろしく願います。

今日はありがとうございました。